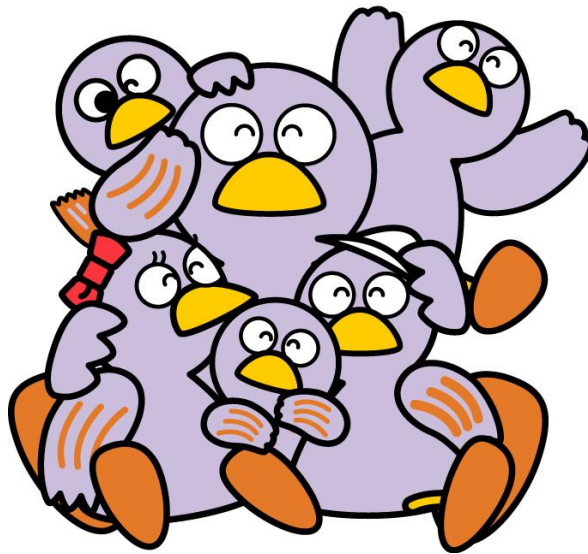




彩の国さいたま

平成24年度決算に基づく健全化判断比率



埼玉県のマスコット コバトン

埼玉県企画財政部市町村課

平成24年度決算に基づく健全化判断比率の概要(確定値)

I 総括事項

1 実質赤字比率

一般会計等の赤字額が、標準的な財政の規模に比してどの程度かを示す比率です。

埼玉県内で、実質赤字が発生している市町村はありませんでした。また、全国でも実質赤字額がある団体はありませんでした。

2 連結実質赤字比率

一般会計や公営企業会計など、全会計を合算した赤字額が、標準的な財政の規模に比してどの程度かを示す比率です。

埼玉県内で、連結実質赤字が発生している市町村はありませんでした。なお、全国では7市町村で連結実質赤字額がありましたが、このうち早期健全化基準(財政規模に応じ16.25%~20%)以上となった市町村はありませんでした。

3 実質公債費比率

一般会計の公債費に加え、これに準じる債務の負担の大きさを指標化したものです。

全国では1市(夕張市)が早期健全化基準(25%)以上となり、埼玉県内で基準以上となった市町村はありませんでした。

県内市町村の平均は6.6%で、前年度から0.7ポイント低下しました。全国市区町村平均は9.2%となっています(前年度比▲0.7ポイント)。

なお、地方債発行に際し、許可団体となる18%以上となった団体についても、埼玉県内にはありませんでした(全国では57市町村が18%以上)。

4 将来負担比率

一般会計等の地方債残高など、将来支払う債務の残高を指標化したものです。

全国では2市町村が早期健全化基準(350%、政令市は400%)以上となりましたが、埼玉県内で基準以上となった市町村はありませんでした。

県内市町村の平均は41.4%で、前年度から8.9ポイント低下しました。

全国市区町村平均は 60.0%（前年度比▲9.2 ポイント）となっています。

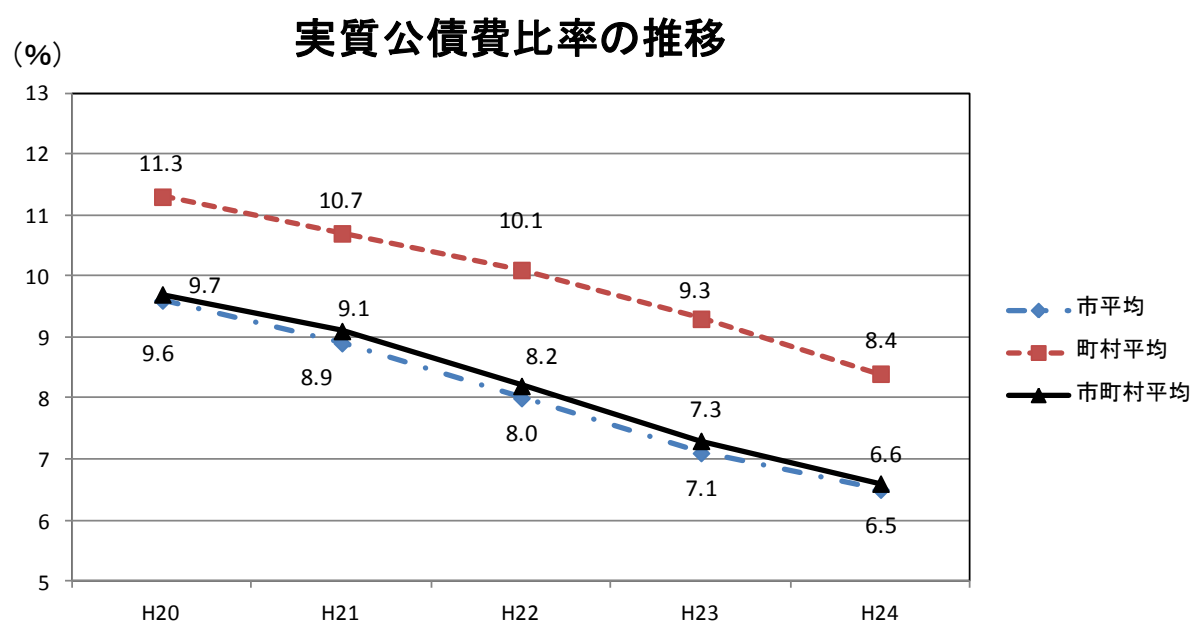
5 資金不足比率

公営企業の資金不足額が事業の規模と比較し、どの程度かを示す指標です。

埼玉県内で資金不足が発生している公営企業はありませんでした。全国では 20 の公営企業が経営健全化基準（20%）以上となっています。

II 実質公債費比率の状況について

実質公債費比率は、建設事業債の償還金の減や一部事務組合の起こした地方債に充てた負担金の減などにより公債費が減少したため、低下しています。



【実質公債費比率の分子となる公債費の分析】

一般会計等の地方債元利償還金（公債費）に充てた一般財源（①）と、公営企業債の元利償還金に対する一般会計繰出金など、公債費に準ずる支出とされている準元利償還金（②）の県内市町村の合計は、2,266 億円で 35 億円減少（▲1.5%）し、実質公債費比率の低下につながりました（次表）。

実質的な公債費負担の状況（単年度）

（単位：千円、％）

項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	H24 - H23	増減率	
①公債費に充てた一般財源	160,456,183	163,558,289	160,984,285	▲ 2,574,004	▲ 1.6	
② 準 元 利 償 還 金	a) 公営企業への繰出金	49,252,002	44,760,512	44,649,137	▲ 111,375	▲ 0.2
	b) 一部事務組合への負担金	8,798,071	8,257,988	7,575,934	▲ 682,054	▲ 8.3
	c) 公債費に準ずる債務負担行為	13,704,413	10,854,922	10,392,871	▲ 462,051	▲ 4.3
	d) その他の準元利償還金	2,406,994	2,714,413	3,020,020	305,607	11.3
合 計（①+②）	234,617,663	230,146,124	226,622,247	▲ 3,523,877	▲ 1.5	

①公債費に充てた一般財源

一般会計等の元利償還金に充てた一般財源（元利償還金から都市計画税などの特定財源を控除した後の額）は、建設事業債の償還金の減に伴い公債費が減少したため、1.6%の減少。

②準元利償還金

a) 公営企業債の元利償還金に充てた繰出金

公営企業会計に対する繰出金のうち、公営企業債の償還財源に充てたと認められるものは、過去の事業債の償還完了などにより公債費が減少したため、0.2%の減少。

b) 一部事務組合の起こした地方債に充てた負担金

一部事務組合への負担金のうち、組合が起こした地方債の償還財源に充てたと認められるものは、組合発行地方債の償還額が減少したことなどにより、8.3%の減少。

c) 公債費に準ずる債務負担行為

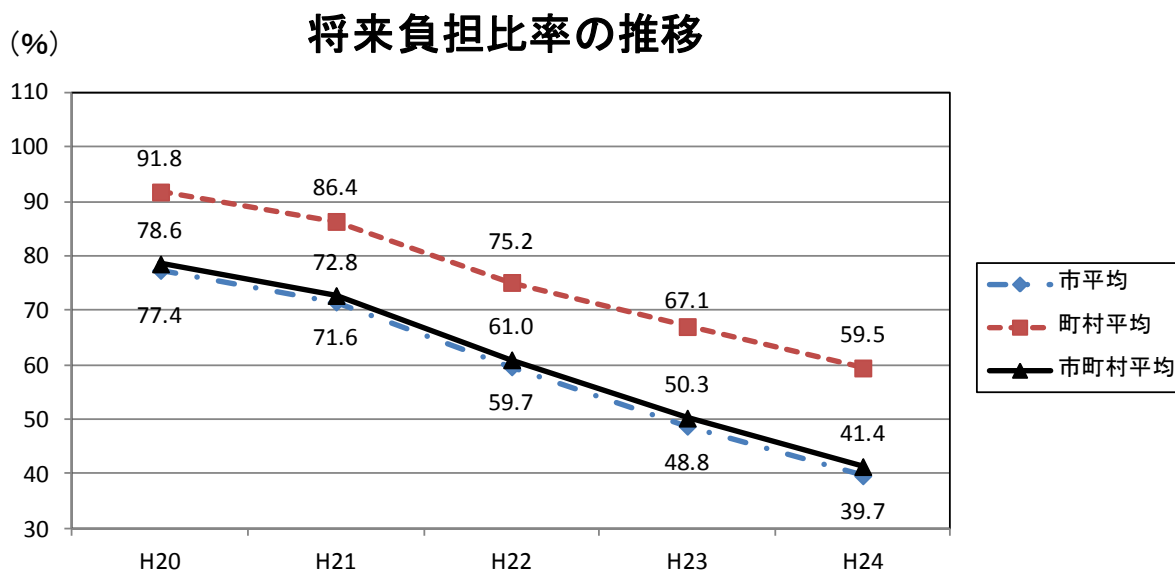
債務負担行為に基づく支出のうち、建設事業の経費など公債費に準ずるとされるものは、土地開発公社からの用地買戻し費の減少などにより、4.3%の減少。

d) その他の準元利償還金

満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額が、昨年度に比べ3億1千万円増加したことなどにより、11.3%の増加。

Ⅲ 将来負担比率の状況について

将来負担比率は、充当可能基金残高の増加や、償還が進んだことによる公営企業債残高の減少に伴う公営企業債繰出見込額の減などにより、将来負担額が減少したため、低下しています。



【将来負担比率の分子となる将来負担額の分析】

将来負担額①は、3兆478億円で359億円減少（▲1.2%）する一方、充当可能な財源（基金や交付税など）②は、2兆5,566億円で709億円増加（+2.9%）しました。その結果、将来負担比率の分子となる将来負担額③（①－②）は、4,912億円で1,068億円減少（▲17.9%）し、将来負担比率の低下につながりました。

将来負担額の状況

(単位：千円、%)

項 目		平成23年度	平成24年度	H24 - H23	増減率
将来負担額 ①	一般会計等の地方債残高	1,891,107,530	1,934,467,157	43,359,627	2.3
	債務負担行為支出予定額	171,224,217	151,120,242	▲ 20,103,975	▲ 11.7
	公営企業債繰出見込額	567,862,151	537,609,740	▲ 30,252,411	▲ 5.3
	組合等地方債の負担見込額	48,977,403	45,357,290	▲ 3,620,113	▲ 7.4
	退職手当負担見込額	381,029,990	358,079,341	▲ 22,950,649	▲ 6.0
	その他	23,470,469	21,122,195	▲ 2,348,274	▲ 10.0
	合 計	3,083,671,760	3,047,755,965	▲ 35,915,795	▲ 1.2
充 当 可 能 財 源 ②	充当可能基金	310,857,654	346,079,601	35,221,947	11.3
	充当可能特定収入	424,703,175	415,261,978	▲ 9,441,197	▲ 2.2
	うち都市計画税	392,286,705	383,243,910	▲ 9,042,795	▲ 2.3
	交付税算入見込額	1,750,093,499	1,795,218,959	45,125,460	2.6
	合 計	2,485,654,328	2,556,560,538	70,906,210	2.9
③将来負担額 (①-②)		598,017,432	491,195,427	▲ 106,822,005	▲ 17.9

【前頁表の説明】

①将来負担額

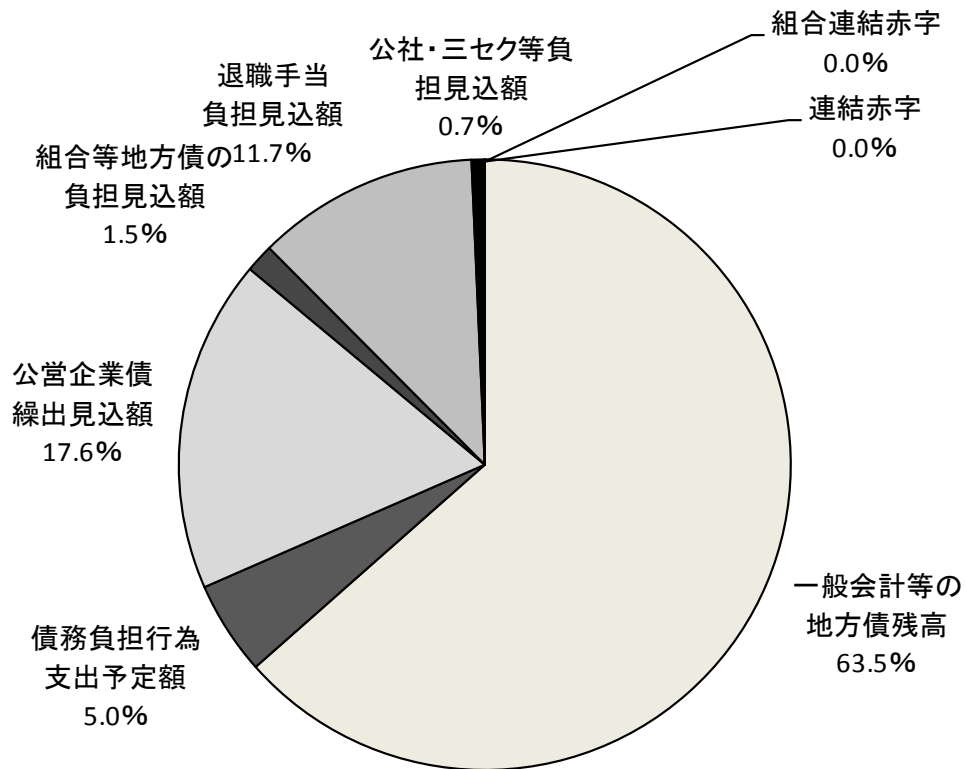
一般会計等の地方債残高は、建設事業債残高は減少しているものの、臨時財政対策債残高が707億円増加しているため、全体で2.3%増加。

債務負担行為に基づく支出予定額は、土地開発公社からの用地買戻しが進んだことなどから、債務負担行為額が減少したため、11.7%減少。

公営企業債、一部事務組合等発行地方債の負担見込額は、地方債残高が減少したことなどにより、それぞれ5.3%、7.4%減少。

職員の退職手当の負担見込額は、一般会計等が退職手当を負担すべき職員数が減少したことにより、6.0%減少。

将来負担額の内訳



② 充当可能な財源等

財政調整基金が 87 億円、その他特定目的基金が 127 億円増加したことなどにより、充当可能な基金は 11.3% 増加。

充当可能特定収入は、都市計画税が減少したことなどにより、2.2% 減少。

交付税算入見込額は、臨時財政対策債の残高が増加したことなどにより、2.6% 増加。

【用語解説】

・ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

地方公共団体の財政状況を客観的に把握するための4つの比率及び、地方公共団体の公営企業会計ごとの経営状況を判断するための資金不足比率が規定されている。

これらの比率は、前年度の決算に基づき算定し、監査委員の審査を受け、議会への報告、住民へ公表することが義務づけられている。

従前の地方公共団体の再建法制と違い、健全財政である団体にも算定を義務づけ、日頃から議会、住民のチェックを受けることで、財政破綻の予防、健全な財政運営の維持を期すものである。

上記の比率それぞれに、早期健全化基準及び財政再生基準が設けられ、基準以上となった団体には、早期（経営）健全化計画又は財政再生計画の策定を義務づけている。

・ 実質赤字比率

一般会計等に赤字額がある場合に、その赤字額を標準財政規模（各団体の標準的な一般財源の規模）で除した比率。黒字の場合、比率なしとなる。

・ 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字額や黒字額を合算し、団体全体としての赤字額がある場合に、その赤字額を標準財政規模で除した比率。黒字の場合、比率なしとなる。

・ 実質公債費比率

一般会計等の地方債償還金に限らず、公営企業会計の地方債償還金に充てたと認められる一般会計からの繰出金や、一部事務組合が起こした地方債の償還金に充てられたと認められる負担金など、一般会計等が実質的に負担したと考えられる公債費の額を、標準財政規模（普通交付税の基準財政需要額に計上される額を除く。）で除した比率。

早期健全化基準は25%以上、財政再生基準は35%以上となっている。

・ 将来負担比率

一般会計等の地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当の負担見込額、地方公社や三セク等の出資法人への負担見込額など、当該団体が支払う可能性のある負担額（将来負担額）を、標準財政規模（普通交付税の基準財政需要額に計上される額を除く。）で除した比率。

早期健全化基準は350%（政令市は400%）以上、財政再生基準は設けられていない。

- ・ **資金不足比率**

地方公共団体の公営企業会計において、資金不足額（地方公営企業法の適用企業の場合、流動負債から流動資産を差し引いた資金不足額。非適用企業の場合、実質収支の赤字額）を、公営企業の事業の規模（料金収入等）で除した比率。

経営健全化基準は20%以上、再生基準は設けられていない。また、資金不足が発生していない場合、比率なしとなる。

- ・ **早期健全化基準、財政再生基準**

平成20年度決算から、上記の比率のうち1つでも各基準以上となると、早期（経営）健全化団体または財政再生団体となる。そして、財政（経営）健全化計画、財政再生計画の策定が義務付けられ、計画的な財政健全化のための改善努力が求められることになった。

平成24年度決算に基づく健全化判断比率一覧

- 実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当団体なし
- 実質公債費比率、将来負担比率は以下のとおり

(単位:%)

団体名	実質公債費比率			将来負担比率		
	H24決算 A	H23決算 B	増減 A-B	H24決算 A	H23決算 B	増減 A-B
さいたま市	5.4	5.4	0.0	34.1	43.1	▲ 9.0
川越市	7.6	8.3	▲ 0.7	70.0	78.5	▲ 8.5
熊谷市	6.9	8.0	▲ 1.1	-	16.7	▲ 16.7
川口市	7.8	7.6	0.2	56.9	64.5	▲ 7.6
行田市	6.0	7.4	▲ 1.4	38.2	46.3	▲ 8.1
秩父市	5.7	7.0	▲ 1.3	49.1	44.6	4.5
所沢市	5.2	6.3	▲ 1.1	7.8	18.5	▲ 10.7
飯能市	4.0	4.6	▲ 0.6	27.6	31.4	▲ 3.8
加須市	8.8	9.0	▲ 0.2	24.5	43.6	▲ 19.1
本庄市	12.0	13.4	▲ 1.4	33.2	49.3	▲ 16.1
東松山市	4.7	5.1	▲ 0.4	12.3	16.2	▲ 3.9
春日部市	9.5	10.5	▲ 1.0	42.0	55.8	▲ 13.8
狭山市	3.7	5.0	▲ 1.3	6.0	-	6.0
羽生市	10.1	10.8	▲ 0.7	106.3	116.0	▲ 9.7
鴻巣市	4.7	5.7	▲ 1.0	18.8	16.3	2.5
深谷市	6.6	7.6	▲ 1.0	14.2	20.6	▲ 6.4
上尾市	6.1	6.8	▲ 0.7	57.2	72.7	▲ 15.5
草加市	6.0	7.7	▲ 1.7	51.3	72.4	▲ 21.1
越谷市	10.2	10.5	▲ 0.3	83.1	91.4	▲ 8.3
蕨市	4.4	4.6	▲ 0.2	27.6	33.1	▲ 5.5
戸田市	4.2	4.9	▲ 0.7	41.7	37.5	4.2
入間市	2.1	2.5	▲ 0.4	19.8	25.7	▲ 5.9
朝霞市	4.1	4.1	0.0	51.3	55.2	▲ 3.9
志木市	0.3	1.6	▲ 1.3	-	-	-
和光市	4.3	4.7	▲ 0.4	39.3	41.8	▲ 2.5
新座市	5.0	6.6	▲ 1.6	46.3	55.7	▲ 9.4
桶川市	6.7	8.2	▲ 1.5	24.1	44.6	▲ 20.5
久喜市	10.0	10.9	▲ 0.9	87.9	98.4	▲ 10.5
北本市	7.1	7.6	▲ 0.5	22.2	16.9	5.3
八潮市	11.5	13.6	▲ 2.1	129.4	142.5	▲ 13.1
富士見市	5.9	7.3	▲ 1.4	21.6	32.2	▲ 10.6
三郷市	9.3	10.1	▲ 0.8	74.1	83.8	▲ 9.7
蓮田市	8.8	10.0	▲ 1.2	28.1	49.0	▲ 20.9
坂戸市	5.8	6.8	▲ 1.0	62.7	73.3	▲ 10.6
幸手市	7.0	8.2	▲ 1.2	20.7	46.8	▲ 26.1
鶴ヶ島市	7.9	8.8	▲ 0.9	23.0	27.2	▲ 4.2
日高市	5.5	7.4	▲ 1.9	0.5	12.2	▲ 11.7
吉川市	5.5	4.9	0.6	47.2	44.0	3.2
ふじみ野市	2.9	3.3	▲ 0.4	-	14.7	▲ 14.7
白岡市	10.9	12.8	▲ 1.9	25.0	36.5	▲ 11.5
市平均	6.5	7.1	▲ 0.6	39.7	48.8	▲ 9.1

(単位:%)

団体名	実質公債費比率			将来負担比率		
	H24決算 A	H23決算 B	増減 A-B	H24決算 A	H23決算 B	増減 A-B
伊奈町	11.5	12.2	▲ 0.7	92.1	103.6	▲ 11.5
三芳町	7.5	7.7	▲ 0.2	83.6	81.4	2.2
毛呂山町	6.7	7.2	▲ 0.5	58.9	70.7	▲ 11.8
越生町	4.8	6.6	▲ 1.8	23.9	53.3	▲ 29.4
滑川町	11.0	11.9	▲ 0.9	97.8	93.1	4.7
嵐山町	9.8	12.1	▲ 2.3	86.8	80.6	6.2
小川町	5.1	6.1	▲ 1.0	64.3	64.2	0.1
川島町	7.2	8.5	▲ 1.3	14.1	22.5	▲ 8.4
吉見町	10.2	11.7	▲ 1.5	83.3	98.9	▲ 15.6
鳩山町	6.2	6.8	▲ 0.6	29.3	48.8	▲ 19.5
ときがわ町	2.8	2.9	▲ 0.1	70.4	54.4	16.0
横瀬町	9.7	10.6	▲ 0.9	63.6	78.1	▲ 14.5
皆野町	4.7	6.4	▲ 1.7	29.7	31.0	▲ 1.3
長瀨町	11.8	12.3	▲ 0.5	127.6	120.0	7.6
小鹿野町	12.4	13.5	▲ 1.1	41.0	53.9	▲ 12.9
東秩父村	3.8	4.6	▲ 0.8	-	-	-
美里町	6.0	5.9	0.1	57.0	50.5	6.5
神川町	6.5	8.2	▲ 1.7	22.2	33.2	▲ 11.0
上里町	9.9	10.6	▲ 0.7	44.3	61.5	▲ 17.2
寄居町	9.6	10.1	▲ 0.5	79.1	80.1	▲ 1.0
宮代町	7.9	9.7	▲ 1.8	63.6	61.2	2.4
杉戸町	10.5	11.1	▲ 0.6	31.5	58.5	▲ 27.0
松伏町	9.3	10.1	▲ 0.8	81.0	89.1	▲ 8.1
町村平均	8.4	9.3	▲ 0.9	59.5	67.1	▲ 7.6
市町村平均	6.6	7.3	▲ 0.7	41.4	50.3	▲ 8.9

(参考)

早期健全化基準	25.0	350.0 (政令市は400.0)
財政再生基準	35.0	基準なし

- ・実質公債費比率は、当該年度を含む前3ヶ年平均の値。
- ・平均値は、加重平均。
- ・H23年度の市平均は、白岡町分を含めて算出している。